

○太田市議会本会議場等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、太田市議会本会議場及び付帯設備、器具等（以下「本会議場等」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出日及び貸出時間)

第2条 貸出日及び貸出時間は、次のとおりとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 貸出日は、市の閉庁日及び会期中にあつて会議日程のある日並びに議会運営上支障のある日を除く日とする。

(2) 貸出時間は、午前9時から午後5時までとする。

(貸出範囲)

第3条 市又は教育委員会が主催若しくは共催又は後援する事業その他議長が特に必要と認める事業に貸出することができる。

(使用申請)

第4条 本会議場等を使用しようとする者は、使用許可申請書（様式第1号）を議長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第5条 議長は、前条の申請があつたときはその内容を審査し、相当と認め、使用を許可したときは、使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用許可の変更等)

第6条 議長は、使用許可を行った後において議会の用務に使用する必要があるときは、使用日時を変更し、又は使用許可を取り消すことができる。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の目的で使用しないこと。
- (2) 掲示物を無断で持ち出ししないこと。
- (3) 危険物を持ち込まないこと。
- (4) 喫食、喫煙及び飲酒をしないこと。
- (5) 使用時間を遵守すること。
- (6) 使用後は付帯設備を含め速やかに原状に回復すること。
- (7) その他使用にあたっては議会事務局職員の指示に従うこと。

(損害の賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により施設、付帯設備、器具等を滅失し、き損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、本会議場等の貸出に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、令和6年6月10日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

使用許可申請書

年 月 日

太田市議会議長 様

申請者 住 所

氏 名

本会議場等の使用許可を受けたいので下記のとおり申請します。

使 用 年 月 日	年 月 日	
使 用 時 間	時 分 から 時 分 まで	
使 用 目 的		
使 用 予 定 人 数	人	
使 用 責 任 者	氏 名	
	連 絡 先	
備 考		

様式第2号（第5条関係）

使用許可書

申請者 様 年 月 日

太田市議会議長 印

年 月 日付で使用申請のあった本会議場等の使用について、下記のとおり許可します。

使用年月日	年 月 日
使用時間	時 分 から 時 分 まで
使用目的	
使用予定人数	人

※使用許可後、議会の用務により本会議場等を使用する必要があるとなった場合は、使用日時の変更や使用許可を取り消すことがありますので、予めご了承ください。

また、本会議場等を使用される方は、次に掲げる事項を遵守願います。

- ・使用目的以外の目的で使用しないこと。
- ・掲示物を無断で持ち出ししないこと。
- ・危険物を持ち込まないこと。
- ・喫食、喫煙及び飲酒をしないこと。
- ・使用時間を遵守すること。
- ・使用後は付帯設備を含め速やかに原状に回復すること。
- ・その他使用について議会事務局職員の指示に従うこと。